

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和5(2023)年1月18日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「今週は、立て続けに心が痛む事件が発生した。福岡の30代女性刺殺事件については、容疑者である元交際相手にストーカー規制法の禁止命令が出されていたとのことであり、ストーカー事案は、被害に遭わせてはいけないし、犯罪者にもしないということを改めて意識する必要があると思った。また、大分の母親が7歳の子供を殺害した事件と静岡県の13歳の子供が母親を殺害した事件については、家族間の事件であり、非常に残念で悲しいことだと思った。家族ほど思うようにならないものはないし、血がつながっているが故に離れられない。また、家族であることを前提に、分かっていると思い込んでしまう。他人であれば理解しようと努めるが、我が子であれば所有物的発想にもなるし、子供が何を考えているのかを聞くことが少なくなり、子供が一人の大人になっていくのを親が認識できないということがあると思う。NHKの元アナウンサーの下重暁子さんが、「家族という病」という本を出しているが、その中で、家族ほど難しいものはないということを書かれており、そのとおりだと思うし、家族であっても一人一人を理解するように努めなければならないと考えさせられる。

16日の共同通信のニュースに、乳児期に父親が育児に積極的に参加すると、子供がメンタルヘルスの不調に陥るリスクが10パーセント減少するという記事が掲載されていた。これは2001年に生まれた子供を追跡して、16歳になった時点で調査したものである。父親が育児休暇を取るなどして、子供の成長に関わっていかうと意識して育てると、将来、人を育てるという上で大切な経験になると改めて感じた。是非、若い人たちに育児への積極的な参加を働きかけてほしい。

もう一つ、ニューヨークタイムズが発表した「2023年に行くべき52の場所」に、盛岡市がロンドン市に次いで2位に選ばれた。それを受けた地元住民の驚きの反応が非常に面白いと思ったが、渦中にあるものは兎角見えないということだと感じた。トラブルもそうだが、何かに必死になって考えている中にあるときは、その良さも何も見えなくなるということがあると思う。ちょっと離れて俯瞰して見たら、問題の全容が見えたり、良いところが見えたりすると思う。そう考えると、外国の方々がまっさらな状態で盛岡を見たときに、盛岡には私たちの気づかない良いところがあるという価値観を示してくださったのだと思う。私たちはこれを機会に何が私たちの街の良さなのか考えていくべ

きだと思う。人の良さ、自然環境もあると思うが、そこに流れる空気感というか、そういうものが安心感を与えるものであり、そういうものが誇りだと思う。このことは警察の仕事の頑張りにもつながると思う。

もう一つは、同じ目線で見るとよりも違う目線を入れてやる。つまり今言われる多様性である。そういうことが新しい可能性を見つけていく上では大切だということを私たちに教えてくれているのではないかと思う。県内の課題を県内で解決するという発想ではなく、県内の課題も世界の皆さんから見ていただき、良いところ、改善すべきところについて指摘を受けることによって、より発展していくのではないかと思う。今年、外国からの観光客が多くなるかと思うが、治安の維持に努めていただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和4年12月末現在）について

警察本部から、「12月中の苦情の受理件数は6件で、内容は、「警察官等の言動に関するもの」「パトカー等の走行等に関するもの」であり、受理態様は、電話、来訪であった。また、12月中の処理件数は7件であった。」旨の報告があった。

○ 令和4年度会計監査の実施結果について

警察本部から、「令和4年度の会計監査については、収入・支出事務及び捜査費の執行を重点項目とし、令和4年5月11日（水）から令和4年12月6日（火）までの間、本部32所属、警察署16署の全48所属に対して実施し、各所属とも概ね良好に執行されていることを確認している。また、会計経理に絡む非違事案の絶無について（平成26年3月26日付け岩会第129号）により示した非違事案防止のための「7つの柱」の推進状況についても確認し、各所属とも適正な会計経理の推進に取り組んでいる状況を確認している。今後とも適正な会計経理の確保に取り組んでいく。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「おおむね良好となっているが、悪い点があったのか。」

→本部説明

「県監査基準で指摘に至らない印もれなどの小さなミスがあった。」

《 委員発言 》

「お金に関わることなので、複数で慎重に確認するなど、間違いをさせない体制が必要だと思う。引き続き引き締めてやっていただきたい。」

【生活安全部議題】

○ 専決事務処理状況（令和4年10月～12月）について

警察本部から、「生活安全部関係の専決事項の事務処理状況について、期間中に特に増減が顕著なものを説明する。項目1の「風営適正化法関係」のうち、専決者を生活安全企画課長とする「営業の許可、遊技機の検定・認定等」の件数は425件で前年同期比429件減少、専決者を署長等とする「風俗営業の変更承認等」の件数は1,154件で前年同期比87件減少している。項目4の「質屋・古物営業法関係」のうち、専決者を署長等とする「古物

営業の許可等」の件数は211件で前年同期比60件増加している。項目5の「銃刀法関係」のうち、専決者を署長等とする「上記以外の銃砲所持許可の更新等」の件数は309件で前年同期比47件減少している。項目6の「火取法関係」のうち、専決者を署長等とする「運搬届、狩猟用火薬類の譲受・譲渡許可等」の件数は518件で前年同期比56件減少している。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 令和4年中の交通事故発生状況及び「2023交通死亡事故抑止重点対策」について

警察本部から、「令和4年中の交通事故発生状況についてであるが、交通事故死者数は37人で、統計がある昭和23年以降、最少の一昨年(令和3年)の35人に次ぐものだった。発生件数・傷者数は19年連続の減少であり、発生件数は人身事故統計を開始した昭和41年以降で最少であった。交通死亡事故の特徴は、時間帯は昼間、路線別では国道で多く発生している。類型別では、一昨年は発生がなかった横断歩道を横断中の死亡事故が2件発生したほか、車線を逸脱する正面衝突や車両単独の工作物衝突や路外逸脱の事故が17件と全死亡事故の約半分を占めている。

次に、「2023交通死亡事故抑止重点対策」についてであるが、県内の特徴として、

- ・全死亡事故に占める高齢ドライバーによる死亡事故の割合が増加傾向であること
- ・交通事故死者に占める高齢者の割合が6割を超え、高止まりであること
- ・飲酒運転による死亡事故の根絶に至っていないこと

が挙げられ、高齢者が関係する交通死亡事故の抑止と飲酒運転の根絶が喫緊の課題と考えており、この二つを重点に推進していく。高齢者の交通死亡事故抑止対策では、必要な人に必要な情報が届く取組を積極的に推進する。これまで以上に高齢者の方に必要な交通安全情報を届けるため、「在宅訪問指導プラス」と名付け、巡回連絡時に訪問指導を行うほか、不在世帯に対しても視覚に訴えかけるチラシのポスティングや反射材の配布など、創意工夫を凝らした取組を推進していく。また、高齢運転者及び高齢歩行者に対する対策では、引き続き交通安全教育機材を活用した参加・体験・実践型の安全教育を中心にきめ細やかな対策を推進する。飲酒運転根絶対策では、これまでエリア別で飲酒検問を実施していたが、本年は毎月、県下一斉取締り日を定め、取締りを強化する。また、飲酒運転の根絶に向け、アルコール依存症対策も必要不可欠であることから、道路交通法に規定する「一定の病気」の者への対応を適正に運用するほか、医療機関と連携を強化し、医師等から公安委員会へ届出が行われるような環境構築に努めていく。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「2023交通死亡事故抑止重点対策について、個別に対応してくださるということで大変ありがたいと思う。「来てほしい人は来ない」というのは、どこでもよく言われることであり、このような方々に届ける対策が必要だと思う。小さな単位でその地域にあったやり方で取り組むのは、とても良いことだと思う。高齢者の割合は年々高くなり、それに伴って高齢者の交通事故の頻度も高くなるので、そのリスクを抑えることに価値があると思う。

「飲酒による死亡事故」で、秋田県がゼロということに驚いた。令和元年は多いが、次の年から2年間、ゼロが続いているので、ゼロにするための取組があったと思う。

どのように抑えたのか参考にはできないのではないかと思います。」

○ 交通事故を端緒とする暫定停止処分の執行について

警察本部から、「昨年10月20日、二戸警察署管内において、対象者の80歳代男性が物件交通事故を起こした際、本人の事故状況の説明等から認知症が疑われたため、安全運転相談を実施の上、公安委員会提出用の診断書様式を交付した。10月31日、対象者が診断書を持参したが、認知症との診断内容であったことから、取消処分となる旨の説明及び自主返納を促したところ、対象者は声を荒らげて診断結果を否定し、診断書の提出や運転免許の自主返納を拒否したため、臨時適性検査の対象者として措置を継続していた。その後、昨年12月11日、対象者が二戸警察署管内において、再び、交通事故を起こしたことから、当該事案の措置として、60日間の暫定停止処分を行い、併せて、診断書提出命令を行った。本事案の今後の手続については、診断書が提出された場合は、その診断が認知症であった場合には、聴聞を経て免許を取り消すことになる。診断書が提出されなかった場合は、暫定停止に引き続き免許の停止処分を行い、再度、診断書提出命令書を発出する。この命令に対して提出された診断書の所見が認知症であった場合又は診断書が提出されなかった場合は、聴聞を経て免許を取り消すことになる。なお、車両の措置を含めた対象者への支援等については、地域包括支援センターを中心に連携して対応することを検討している。

暫定停止の実施状況についてであるが、平成29年以降、7件の暫定停止を執行しており、暫定停止の端緒の内訳は、交通事故5件、医師の届出2件となっており、直近では、昨年12月に医師の届出による30日間の暫定停止を執行している。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「一人暮らしで認知症的になっている方は、話が通じにくく、車があれば免許証が無くても車に乗ってしまう危険性があると思う。このため、地域包括支援センター、福祉関係、市町村等と連携して車を処分をしていただくなど、きめ細やかな対応が必要になると思う。」

■個別会議

○ 運転免許課

指定自動車教習所に対する免種追加指定についての説明、決裁

指定自動車教習所に対する「受験資格督励教習」の指定についての説明、決裁

指定自動車教習所に対する行政処分(監督命令)についての説明、決裁

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 警務課

警務課業務報告

○ 県民課

岩手県警察署協議会連絡会における公安委員の対応についての説明、決裁

○ 生活安全企画課

令和4年第3四半期における映像データの活用状況についての報告

○ 人身安全少年課

ストーカー規制法による禁止命令等の実施報告

○ **生活環境課**

令和元年に検挙した不正競争防止法違反事件の無罪判決についての報告

○ **監察課**

監察課業務報告

○ **交通企画課**

教育委員会との意見交換会の資料についての報告